

財団法人 愛知県私学退職基金財団寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人愛知県私学退職基金財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市中区錦三丁目11番13号（愛知会館内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県内に小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人に対し、当該学校に勤務する教職員の退職手当資金を給付し、併せて私学における教職員の福祉を増進するために必要な事業を行い、私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校法人の設置する愛知県内の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校に勤務する校長、教員、事務職員その他の職員で私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度の加入者である者（以下「加入者」という。）が退職した場合に、当該学校法人が支給すべき退職手当の資金を、その学校法人に給付する事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄付に係る別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 学校法人の納付金及び負担金
- (4) 補助金及び寄付金品
- (5) その他の収入

(納付金)

第6条 この法人の行う事業の対象となろうとする学校法人は、前条第3号の納付金を納めなければならない。

2 前項の納付金の額は、運営規則で定める。

(負担金)

第7条 この法人の行う事業の対象となった学校法人（以下「学校法人」という。）は、共済法第22条第1項から第6項（第4項については加入者の資格を取得した者に係る部分に限る。）までの規定を準用して求められた加入者それぞれの標準給与の月額に1000分の134を乗じて得た額の合計額を、負担金として毎月この法人に払い込まなければならない。ただし、国又は地方公共団体より負担軽減のため当該負担金に対する補助があったときは、その相当分を控除する。

2 短期給付のみを受ける加入者の負担金を算出するための前項の標準給与の月額を求めるに当たっては、共済法第22条第1項の表を適用して定めるものとし、同法附則第25項により同表に加えられる等級は適用しないものとする。

3 前2項の標準給与の月額を求めるに当たっては、給与月額の算出基礎となる給与には通勤及び住宅のために支給された手当を含まないものとする。

(資産の種類)

第8条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、補助金及び寄付金品であって補助者又は寄付者の指定のあるものはその指定に従う。

(資産の管理)

第9条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入し、郵便貯金とし、確実な信託銀行に信託し又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分等の制限)

第10条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ愛知県教育委員会の承認を受けてその一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第11条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、負担金、補助金、寄付金等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、愛知県教育委員会に報告しなければならない。

2 事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も前項と同様とする。

(決算)

第13条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減理由書とともに監事の意見を付け、理事会の承認を受け、愛知県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(義務の負担等)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、かつ愛知県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内（内理事長1名、副理事長2名）

監事 2名又は3名

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、次の各号に掲げる者のうちから評議員会で、これを選任する。

（1）学校法人の理事

（2）学識経験者

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

（理事の職務）

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した副理事長がその職務を代行し、又は代理する。

第19条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

（監事の職務）

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

（1）法人の財産状況を監査すること。

（2）理事の業務執行の状況を監査すること。

（3）財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は愛知県教育委員会に報告すること。

（4）前号の報告をするため、必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

（役員の任期）

第21条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

（役員の報酬）

第22条 役員は、無給とする。

（評議員の選任）

第23条 この法人には、評議員25名以上35名以内を置く。

2 評議員は理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第21条の規定を準用する。

（評議員の職務）

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

（職員）

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会)

第26条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会に置いて、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算及び決算についての事項

(2) 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項

(3) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

2 第26条及び第27条の規定は、評議員会にこれを準用する。

(議事録)

第29条 すべての会議は議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印のうえ、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第30条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の5分の4以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第7章 補則

(私学関係団体職員への適用)

第33条 理事会が認定した私学関係団体については、これを学校法人とみなし、当該私学関係団体に勤務する職員については、これを教職員とみなしてこの寄附行為を適用する。この場合において当該職員は、共済法の規定による共済制度の加入者であることを要しない。

2 前項の職員について適用する第7条の標準給与の月額、同条の規定の例による。

3 私学関係団体は、この法人の行う事業の対象となった学校法人の果たすべき義務をすべて忠実に履行

しなければならない。

- 4 第1項の私学関係団体は、同項の規定にかかわらず、この法人の役員となり又は会議の構成員となることができない。

(寄付行為施行の細則)

第34条 この寄付行為に規定するものを除くほか、この寄付行為の施行に関し必要な事項は、運営規則及び運営細則で定める。

- 2 前項の運営規則は、理事会及び評議員会の議決を経て、運営細則は理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、設立の許可のあった日から施行し、第4条第1号及び第7条の規定は、昭和41年4月30日までに納付金を納めた学校法人については、同年4月1日に納付金を納めた学校法人とみなして同日から適用する。

- 2 この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとし、その任期は第21条第1項前段の規定にかかわらず、昭和43年3月31日までとする。

附 則

この改正は、昭和46年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、昭和48年5月11日より施行する。

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和55年4月1日から施行し、同年4月分から適用する。

附 則

この変更は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この変更は、平成2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寄付行為第7条第3項の規定にかかわらず、平成2年9月30日現在組合員（日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）による改正前の私立学校教職員共済組合法の組合員をいう。以下同じ。）であって、同年10月1日以降引き続き組合員である者に係る負担金及び退職手当資金にあつては、同条同項により求められた組合員の標準給与の月額が改正前の寄付行為第7条により求められた標準給与の月額に満たない場合は、改正前の寄付行為第7条により求められた標準給与の月額を算定の基礎とするものとする。

附 則

この変更は、平成8年4月1日より施行し、同年4月から適用する。

附 則

この寄付行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄付行為は、平成 1 0 年 6 月 1 9 日から施行する。

附 則

この寄付行為は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、共済法の規定を準用する標準給与の月額
の改正については、同年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この寄付行為は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この寄付行為は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表財産目録（第5条・第8条関係 法人設立当初のもの）

財 産 目 録

昭和41年4月1日現在

資産総額 5,400,000円

1 基本財産 5,000,000円

イ 預 金 5,000,000円

種 類	預 入 先	金 額	利 率	現 在 高	備 考
通知預金	中央信託銀行(株)	円 5,000,000	日歩7厘	円 5,000,000	

2 基本財産 400,000円

イ 預 金 400,000円

種 類	預 入 先	金 額	利 率	現 在 高	備 考
通知預金	中央信託銀行(株)	円 400,000	日歩7厘	円 400,000	

別表 標準給与の月額（第7条関係）

等級	標準給与の月額	給 与 月 額	
1	98,000	100,999	円まで
2	104,000	101,000	～ 106,999
3	110,000	107,000	～ 113,999
4	118,000	114,000	～ 121,999
5	126,000	122,000	～ 129,999
6	134,000	130,000	～ 137,999
7	142,000	138,000	～ 145,999
8	150,000	146,000	～ 154,999
9	160,000	155,000	～ 164,999
10	170,000	165,000	～ 174,999
11	180,000	175,000	～ 184,999
12	190,000	185,000	～ 194,999
13	200,000	195,000	～ 209,999
14	220,000	210,000	～ 229,999
15	240,000	230,000	～ 249,999
16	260,000	250,000	～ 269,999
17	280,000	270,000	～ 289,999
18	300,000	290,000	～ 309,999
19	320,000	310,000	～ 329,999
20	340,000	330,000	～ 349,999
21	360,000	350,000	～ 369,999
22	380,000	370,000	～ 394,999
23	410,000	395,000	～ 424,999
24	440,000	425,000	～ 454,999
25	470,000	455,000	～ 484,999
26	500,000	485,000	～ 514,999
27	530,000	515,000	～ 544,999
28	560,000	545,000	～ 574,999
29	590,000	575,000	～ 604,999
30	620,000	605,000	円以上